

ウォーターフロントパークエリアの利活用について

- 鹿児島港本港区エリアまちづくりについては、「鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン」に基づき、民間活力の導入を図ることとしており、この度、ウォーターフロントパークエリアにおいて、利活用事業者の公募に向けた検討を進めることとしています。
- ウォーターフロントパークエリア（約 36,000 m²）は港湾緑地であることから、事業手法として、港湾環境整備計画制度（みなと緑地 P P P）の活用を想定しています。
- 民間事業者との対話等を通じて、民間資金等を活用した官民連携事業に対しての参画意向や具体的な事業内容等について、広く御意見や御提案をいただくため、サウンディング調査を実施します。

1 ウォーターフロントパークエリアの利活用方針



- 同プランに示す、ウォーターフロントパークエリアの利活用方針は、「本港区の賑わいの核として県民が親しむエリア」となっている。

<エリアコンセプトプランに示す誘導する機能>

- ・ 本港区の賑わいの核となる空間として、桜島等の視点場としてふさわしいオープンな空間の確保を基調に、低層建築やストリートファニチャー等による休憩機能や日陰空間を配置することで、県民が日常的に訪れ、散歩やウォーキング等により癒しや憩い、親しみや誇りを感じることをする取組を行う。
- ・ 屋外型イベントスペースを確保し、各種イベントやオープンカフェ、キッチンカー等の、ここでしか出会えない様々な切り口による魅力を発信する拠点形成を誘導。

2 みなと緑地PPPについて

- 港湾緑地において、収益施設の整備と当該施設から得られる収益を還元して緑地の整備・管理を行う民間事業者に対し、緑地の貸し付けを可能とする制度。

参考：みなと緑地PPP（出典：国土交通省HP）

みなと緑地PPP(港湾環境整備計画制度)の創設

港湾緑地等において、**収益施設(カフェ等)**の整備と当該施設から得られる**収益を還元して緑地等のリニューアルを行う民間事業者**に対し、**緑地等の行政財産の貸付**を可能とする認定制度を措置



【期待される効果】

- 民間資金を活用することで、緑地等の整備、管理にかかる**財政負担の軽減**
- 民間活用の更なる推進により、**水際線を生かした質の高い賑わい空間を創出**

制度概要：港湾環境整備計画を港湾管理者が認定・公表
 港湾緑地等の行政財産の貸付け
 事業期間：概ね30年以内
 条件：収益の一部を公共還元
 （港湾緑地等のリニューアルや維持管理）

■制度イメージ



3 サウンディング調査について

(1) スケジュール

内 容	日 程
県ホームページへの公表	令和8年10月21日（水）
サウンディングへの参加申込み サウンディングシート（回答票）の提出期間	令和8年10月21日（水） ～10月30日（金）
サウンディングの実施	令和8年11月9日（月） ～11月13日（金）

(2) 主なサウンディング内容

- 本事業への参画について
 - ・ 本事業への参画意向
 - ・ 参画形態・関わり方（代表企業、構成企業、その他等）
- 事業内容について
 - ・ 事業内容（具体的なイメージ）
 - ・ 事業期間
 - ・ エリア内の公募対象範囲・維持管理の内容・頻度等【みなと緑地PPP制度関連】
 - ・ 公募開始時期
 - ・ 事業開始時期

など